

第 1 5 2 4 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 7 年 7 月 2 3 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 4 時 3 4 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(協議事項)

第1号 平成29年度島根県公立高校入試の改善方針について
(教育指導課)

————— 以上資料に基づき協議

(報告事項)

第22号 島根県立図書館協議会委員の委嘱について (社会教育課)

第23号 有形文化財 (建造物) の登録について (文化財課)

第24号 文化財の追加指定の答申について (文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第6号 平成28年春の叙勲候補者の推薦について (総務課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第25号 いじめ防止対策について (教育指導課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】
藤原教育長 仲佐委員 岡部委員 原委員 広江委員 森委員

- 2 欠席者
なし

- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

小林教育監	全議題
今岡教育次長	全議題
山名参事	公開議題
野口参事	公開議題
春日教育センター所長	公開議題
松本総務課長	全議題
錦織総務課調整監	公開議題
松本教育施設課長	公開議題
高橋学校企画課長	公開議題
津森県立学校改革推進室長	公開議題
山崎教育指導課長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題、報告第25号
三島特別支援教育課長	公開議題
梶谷健康づくり推進室長	公開議題
荒木社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
小塚世界遺産室長	公開議題
佐藤古代文化センター長	公開議題
鈿福利課長	公開議題
柿本教育センター教育企画部長	公開議題

- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森脇総務課課長代理	全議題
小村総務課人事法令グループリーダー	全議題
小林総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

藤原教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	3件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	原委員	

(協議事項)

第1号 平成29年度島根県公立高校入試の改善方針について(教育指導課)

○山崎教育指導課長 協議第1号平成29年度島根県公立高校入試の改善方針についてご協議する。

委員の皆様へは、現在の中学2年生が受検をする平成29年度の島根県公立高等学校入学者選抜制度、いわゆる高校入試の改善方針について、これまでもご説明をしているが、先日7月3日に開催された県議会文教厚生委員会にご報告したこの件について、本日改めて委員の皆様にご説明をし、協議をさせていただきたい。

現在の状況だが、各中学校において、中学2年生の保護者の方々に高校入試の改善について説明をされているところである。今後、本日の教育委員会会議の後、8月下旬頃から教育委員会事務局から中学校、高等学校、市町村教育委員会に対して今回の改善方針についての説明会を行うこととしている。中学校から関係の保護者への方々へ説明をされているところだが、その意見等を伺おうと思っている。それらの意見を集約し、関係の皆様方のご理解を得たところで、改めて教育委員会会議に附議したいと考えている。

それでは、資料1の1をご覧ください。今回の改善の目的を2つあげている。1つ目は、中学生が自分の夢や希望に向かって進路を主体的に選択し、その実現に向けて粘り強く努力して着実に学力などを身につけることができるようにすることである。2つ目は、第1志望校のほかに第2志望校を出願できるという全国的にもまれな、複雑で分かりにくい選抜制度を改め、中学生や保護者にとって分かりやすい仕組みの高校入試にするということである。

改善点の概要については、3点をあげている。一般選抜における第2志望校制度を廃止すること、松江市内の普通科高校の市内の通学区外からの合格者数の割合の上限を定員の5%から20%に拡大すること、そして学力検査の得点を各教科50点満点とするものの3点である。

1点目の一般選抜における第2志望校制度を廃止することだが、これまで第1志望校と第2志望校の2校まで出願が可能であった一般選抜の出願を1校のみとする。ただし、同一校における複数学科の併願は、これまでどおり可能とする。このことによって生じる受検生の心配等を考慮して、以下の2つの制度変更を考えている。1つ目に一般選抜の出願状況を公表した後、受検生は1回に限り出願校の変更ができるようにする。2つ目に一般選抜の合格発表の後、入学定員に欠員がある高校で第2次募集を実施する。なお、この第2次募集では、公立学校に合格しなかった生徒で、私立高校等への入学手続きを行っていない人が対象となる。

2点目は、松江市内の普通科高校の3校、松江北高校、松江南高校、松江東高校の普通科における市内の通学区外からの合格者数の割合の上限を入学定員の5%から20%に拡大する。松江市内の居住する生徒が、市内の通学区に関係なくより学びたい県立高校の普通科で学ぶことができる環境に近づけたいと考えている。

3点目は、一般選抜における学力検査の得点だが、これまで各教科100点満点としていたが、各教科50点満点、5教科合計で250点満点とするものである。学力検査問題における各問題の配点を圧縮して、採点基準をより分かりやすくすることで、今後も重視される思考力や表現力などを問う記述式の問題の採点基準をより明確にして客観性を高めたいと考えている。

開始年度については、冒頭でもご説明したように、現在の中学2年生が受検する平成29年度入学者選抜試験から適用する予定である。

4に、これまでの経緯を掲載している。昨年12月から入学者選抜制度の改善に関する意見聴取会を3回開催し、選抜制度の改善について検討していただいた。そして、その結果を踏まえ、県内で10回の説明会及び意見聴取会を開催して、県内の中学校や高等学校、市町村教育委員会の皆様からご意見をいただいた。

今後のスケジュールを5に記載している。冒頭でご説明したように、8月から県内の中学校や高等学校、市町村教育委員会を対象に、この改善方針についての説明会を実施する。さらに、9月以降、入学者選抜実施要綱作成委員会を開催して、具体的な内容等について検討しながら進めていきたい。これらを踏まえて、改めて教育委員会会議に附議させていただき、来年1月までには、入学者選抜の日程等を公表したい。

裏面の資料1の2をご覧ください。これは保護者の方など、関係の皆様への説明資料である。中学校の校長とも相談したうえで、できるだけ簡潔な資料が望ましいということで、こ

のような形としている。1に記載しているのは、現在行われている入試の方式である。1月上旬から出願する入試には、推薦選抜、スポーツ特別推薦選抜、県内で2校ある連携型の中高一貫教育校の特別選抜の3つ入試があり、同時進行で行われている。今回変更するのは、枠で囲んでいる2月上旬から出願する一般選抜と、その合格発表後に募集を行う第2次募集の2つの選抜方式である。内容については、先ほどご説明したとおりである。

○岡部委員 今回の改善のメリット、デメリットについてご説明いただきたい。もちろん、メリットが多いから改善されると思うが、これまでの入試制度が、新しい制度に移行することによって不利になることがあれば、あわせて教えていただきたい。

○山崎教育指導課長 メリットは、改善の目的にも記載しているように、生徒が自らの志望校に向かってしっかりと努力し、その目的に応じて各学校に進学していくという環境を整えることで、生徒にとって目的に沿った進路の実現に近づくと思っている。またこれまで、第1志望校、第2志望校に出願し、結果、残念ながら、第2志望校に合格し、進学していた生徒もいた。そういった形ではなく、自分が希望した学校に行ける、その入試制度の仕組み自体が、保護者の方や生徒にとって分かりやすくなるということがメリットだと考えている。デメリットは、懸念されることだが、これまでの入試制度とは違う仕組みになる。生徒、保護者の方、また中学校の先生にとっても、どういう形で生徒たちの願いが実現できるのかということについて多々心配があるのではないかと思われる。そういった点をしっかり説明をして、ご理解をいただきながら、実現をしていきたいと考えている。学校の状況によって、志望校が偏ってしまう、多くの生徒が一つの学校に偏るといった状況も生じることもあろうかと思うが、出願状況を公表後、出願を変更することもでき、生徒達が当初は第2志望だった学校を第1志望として受検に向かっていけるので、生徒たちにとっても見える形の仕組みになるのではないかと考えている。

○岡部委員 第2志望校制度は、入試の採点に当たっての事務的な負担は大きいと聞いているし、全国的に見ても第2志望校制度にしているところも少ないと聞いている。現在全国的に第2志望校制度を行っているところは島根県以外にどこがあるのか。

○山崎教育指導課長 全国で第2次志望校制度を実施しているのは、2府県ある。京都府と兵庫県だと聞いている。

○仲佐委員 平成26年12月から開催された入学者選抜制度の改善に関する意見聴取会は、学校の関係者、保護者、学識経験者など14名程度の構成員で行われたと聞いているが、この構成員と、本年9月から開催される平成29年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱作成委員会の構成員は、同じなのか、別なのか。また、これまで行われた意見聴取会において、どういったご意見が出たのかを確認したい。

○山崎教育指導課長 意見聴取会と要綱作成委員会の構成員は違う方をお願いしている。要綱作成委員会は高等学校の教員や中学校の教員を中心に検討してもらうことになる。これまでの意見だが、昨年12月から意見聴取会を始めたところだが、当初は現在の中学3年生が受検する平成28年度の入試からの変更を考えていたため、時期尚早であり、もう少し時間をかけて理解を深めるべきだといったご意見をたくさんいただいた。これらの意見を踏まえ、平成29年度の入試からの実施に向けて進めているところである。また第2志望校制度が無くなるということで、公立高校への入学ができず、中学生の浪人を心配されるご意見、松江市内の通学区の在り方について、入学定員の5%から20%に合格者数の割合を拡大させること理由、松江市内の生徒によってどういったメリットがあるのかといったご質問もいただいた。この変更により、松江市内の普通科3校の序列化が進むのではないかとご意見もいただいた。

○仲佐委員 これらの意見を踏まえて、これから検討をされると思うが、生徒達もそして保護者の方も納得された上での改善でないといけないと思うので、よろしく願います。

○広江委員 学力検査の得点を圧縮して、500点満点から250点満点にするということであった。そのことによって、採点基準を分かりやすくするという説明があり、記述式の問題も出題され、論理立てて考える力も育てていかなければならないが、一つの問題に対しての配点が少なくなればなるほど、問題を工夫をしないと行けない。5点の配点あれば、0点から5点まで配点でき、採点基準が曖昧になってしまう。一方、2点の配点であれば、0点から2点までなので、採点が大雑把なくくりになってしまうおそれもある。問題をかなり練って出題しないといけないと思うので、その辺りもよろしく願います。

○山崎教育指導課長 問題の分量については変更をせずに、先ほどご指摘のあったように一つ

一つの問題について、採点の客観性を高めていくためには、何を問うているのか、その問題により受検生のどういった部分を確認するのかをしっかりと焦点化されたものでなくてはならない。これまでもそういった点を心掛けているが、より一層留意して問題の作成をしなければならないと考えている。

○広江委員 この改正が決まって周知をされるのが来年の1月からとの説明があったが、入試制度の変更については、できるだけ早く現在の中学2年生に説明していただきたい。第2志望校制度が無くなることなど正式に説明をし、中学校でも説明をしてもらって、生徒たちがそれに向かって早くから勉強に取り組むことも大事なことで、よろしくお願いします。

○山崎教育指導課長 先日、議会で公表した後、中学校の校長会とも協議をした。夏休み前に中学2年生の保護者の方々へ説明をしたいという要望もあり、議会で説明をした資料を用いて説明をお願いしているところである。しっかり説明をし、ご理解をいただかなければならないことであるので、そういったことを心掛けていく。

○森委員 一般選抜の出願状況を公表後、受検生は1回に限り出願校の変更ができるとのことだが、出願校の変更については、生徒の進学に関わる重大なことなので、中学校の先生方が生徒の成績等を十分考慮して、しっかり進路指導をしていかないといけないと思う。よろしくお願いします。1点確認したいが、出願校の変更の期限はいつまでか。

○山崎教育指導課長 出願校の変更の期限については、これから日程等の詳細を詰めていきたいが、受検までの期限もあるので、短い期間になると思う。第1志望校のみへの出願となると、生徒たちにとって大きな進路選択、それも多くの生徒にとって初めての受検になると思う。生徒たちの人生を左右する大きなものと思っているので、これまでも中学校の先生方は、生徒や保護者の方としっかり懇談をして検討を重ねてきておられるが、制度が変更になった場合にはさらに一層、第1志望校に出願する際にも協議され、できるだけ本人の希望に沿った形で、出願をされると思っている。またそういったお願いもしていく。出願の変更に当たっても、変更先の学校も公表時点より倍率が上がることもあるし、その分当初志願した学校は倍率が下がることもある。そういった点で、これまで以上にしっかり生徒と保護者の方と協議しながら、進路選択ができるような個別の進路指導が必要となってくると考えているので、学校等へも働きかけをしていきたいと思っている。

○原委員 一般選抜の学力検査は250点満点に変更ということだが、第2次募集の試験も同じように筆記試験をされるのか。また、合格発表後3月下旬に第2次募集出願となっているが、第2次募集の合格発表はいつ頃の予定か。試験を受けた生徒も、その保護者も早く次の学校が決まってほしいと思われるだろうし、現在は3月下旬に1日入学や説明会があったりするので、それに間に合うようにということになると合格発表はいつ頃を考えておられるのか。

○山崎教育指導課長 第2次募集の検査方法については、各学校で定めるという方向で考えているが、一般選抜と同様に、調査書と学力検査の結果を利用できるようにしたいと思っているし、各学校の判断でさらに面接、作文、独自の基礎学力を測るための検査等も実施することが可能であると考えている。募集要項に検査内容等を記載する形で進めていきたい。これまでは3月20日前後に合格発表をしている。現時点では日程を少し前倒しないと、先ほどご指摘のあったようにより厳しいスケジュールになると考えているので、日程を少し早めることを検討しているところである。

○岡部委員 第2次募集に応募する条件として、私立高校等への入学手続きを行っていない人という条件がある。日程等について私立学校側とすり合わせを行う必要があると思うが、すり合わせの状況はどうか。

○山崎教育指導課長 私立高校の入試の日程等については、まだ次の年のことなので、具体的には聞いていないが、こちらの日程のみで決定するのではなく、先ほどご指摘のあったように、生徒たちにとって制度が大きく変わることで、大きな進路選択をするということもあるので、今後私立高校側ともしっかりと日程協議をして進めていきたいと考えている。

○岡部委員 セーフティーネットとしての第2次募集だと思うので、それが有効に機能するように、私立高校側とのすり合わせであったり、入学手続きの締め切りだったり、日程のそごを来さないように、希望する生徒は受検できるように、より緻密な制度設計を行っていただきたい。

○山崎教育指導課長 ご指摘のとおり、子ども達にとってどういう制度が望ましいのかという視点を第一に考えながら、詰めていきたいと考えている。

(報告事項)

第22号 島根県立図書館協議会委員の委嘱について (社会教育課)

○荒木社会教育課長 報告第22号島根県立図書館協議会委員の委嘱についてご報告する。

資料2ページをご覧ください。このたび、任期満了に伴い、島根県立図書館協議会の委員を図書館法及び島根県立図書館条例の規定に基づき、委嘱を行った。委嘱した委員は10名である。条例の規定では10人以内となっているので、10名に委嘱した。任期は平成27年6月19日から2年間である。条例では、表に記載の4つ区分、学校教育関係、家庭教育関係、社会教育関係、学識経験者の区分ごとに委員を委嘱することになっているため、この区分ごとに委嘱を行ったところである。

表をご覧ください。継続又は新任を記載しているが、継続の方が3名、新任の方が7名である。学校教育関係の3名は、それぞれの団体に推薦をお願いし、推薦のあった方に委嘱した。家庭教育関係は、公募の委員である。本年4月1日から募集期間を約1ヶ月設けて、1名の応募があり、面接、選考委員会を経て伊藤委員に決定した。社会教育関係の2名の方だが、野々内委員は継続である。新規の島田委員は、浜田市立中央図書館の館長であり、この公共図書館の委員は、東部と西部の公共図書館の館長に交互にお願いしており、前回は松江市であったので、今回は浜田市立中央図書館の館長にお願いしたところである。学識経験者の4名の方だが、田江委員は継続である。マスコミ関係の瀧委員だが、こちらは従来から山陰中央新報社へ推薦をお願いしており、このたび瀧委員をご推薦いただいた。図書館学関係の石井委員は継続である。教育行政関係の美郷町の田邊教育長は、来る8月1日に町立の図書館が開館されるが、町立図書館の立ち上げにご尽力され、図書館運営に精通された教育長ということでお願いしたところである。

今回委嘱した委員の男性と女性の比率は5対5である。所在地別で申し上げると、東部8名、西部2名、隠岐が今回はなしであった。

第23号 有形文化財(建造物)の登録について (文化財課)

○小塚世界遺産室長 報告第23号有形文化財(建造物)の登録についてご報告する。

去る7月17日に開催された国の文化審議会において、出雲市大社町に所在する出雲大社彰古館など4館を国登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申がなされた。名称が、出雲大社彰古館1棟、出雲大社宇迦橋大鳥居1基、日の出館玄関棟1棟、日の出館明治棟1棟であり、所在が出雲市大社町である。所有者であるが、出雲大社彰古館及び宇迦橋大鳥居は宗教法人出雲大社、日の出館玄関棟及び日の出館明治棟については、個人の所有となっている。建てられた年代だが、出雲大社彰古館は大正3年、出雲大社宇迦橋大鳥居は大正4年、日の出館玄関棟は大正5年、日の出館明治棟は明治後期となっている。概要だが、出雲大社彰古館は当初は宝物殿として建立された入母屋造銅板葺きの木造2階建である。社寺建築の要素を随所に取り入れ、境内に建つ国宝・重要文化財建造物と違和感のない外観に仕上げられた近代の和風建築である。それから、出雲大社宇迦橋大鳥居は、神門通りの開通と大正天皇の御大典を記念して、島根県出身の篤志家により建立された。高さが23mの鉄筋コンクリート造で当時日本一の高さを誇る大鳥居であった。日の出館であるが、出雲大社参道の神門通りにある老舗旅館で、玄関棟は、正面に入母屋造の玄関を備え、明治棟は、各部屋とも座敷飾りを設けている。両棟とも門前町の歴史を今に伝える木造二階建の和風建築である。

第24号 文化財の追加指定の答申について（文化財課）

○小塚世界遺産室長 報告第24号文化財の追加指定の答申についてご報告する。

去る6月19日に開催された国の文化審議会において、史跡を追加指定するよう、文部科学大臣に答申がなされた。追加指定の史跡だが、史跡出雲国府跡、追加指定の対象地は、松江市大草町499番外18筆である。追加指定地の面積が9,461.85㎡、これにより指定地の合計が421,268.22㎡となる。この出雲国府跡は昭和46年に国史跡に指定されており、出雲国風土記に記載もあり、これまでの発掘調査により、政庁や国司館などが明らかになっている。今回、条件の整った部分の追加指定を行うことになった。

藤原教育長 非公開宣言

－非公開－

（議決事項）

第6号 平成28年春の叙勲候補者の推薦について（総務課）

――原案のとおり議決

（報告事項）

第25号 いじめ防止対策について（教育指導課）

――原案のとおり了承

藤原教育長 開会宣言 14時34分